

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月1日作成)

法令名	職業能力開発促進法
根拠条項	第40条第2項
許認可等の種類	職業訓練法人の解散の認可
法令の定め	職業能力開発促進法 第40条第2項
審査基準	<p>1 解散の決議が当該法人の自主法規に定められている手続を適正に経ていること。</p> <p>2 職業能力開発促進法施行規則第52条の規定に基づく申請者及び必要な書面が添付されていること。</p> <p>3 審査にあたって考慮する通達等</p> <p>(1)昭和44年10月1日訓発第248号労働省職業訓練局長通達 「新職業訓練法の施行について」第6職業訓練団体</p>
標準処理期間	総期間 1ヶ月 経由機関 日・月( ) 協議機関 日・月( ) 処分機関 日・月( )
処分担当課	各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課(電話番号: )
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html</a> )